

P T A 団体傷害保険のご案内

(P T A 団体傷害保険特約 (B) セット傷害保険)

本保険商品は、PTA行事に参加している間のケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です（病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。）。
お客様のご意向に合致している場合は、本パンフレット・加入依頼書等の内容をご確認ください。



©東京海上日動

熱中症

となった場合の
補償が新たに追加されました！

*詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

【補償開始】

加入手続き終了時点*から

◆ 保険期間

ご加入手続き終了時点から*

令和9年4月1日午後4時まで

*補償開始は、加入依頼書等のご提出と保険料のご着金がいずれも完了した時点からとなります。
補償開始時点より前に発生していた事故については補償の対象外となります。

◆ ご加入手続き

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

・加入依頼書・会員名簿の提出

各 P T A のご担当者は、「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご捺印のうえ、
神奈川県立高等学校 P T A 連合会事務局まで、会員名簿とともにご送付ください。

・保険料のお振り込み および 会員世帯数報告書兼送金連絡書のご提出

保険料は、高 P 連指定の銀行口座にお振り込みください。

P T A 団体傷害保険募集中です！是非この機会にご加入ください。

1. 補償内容

(1) 概要

P T Aの管理下でP T A行事に参加している間*1に保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガ*2をしたまたは熱中症となった*2場合に保険金をお支払いします。

<例えば、次のような事故が対象となります>

- ・P T A主催のソフトボール大会で、ボールがあたってケガをした。
- ・P T A主催のバザーに参加した児童・生徒が転んでケガをした。

*1 P T A行事の開催場所と自宅との往復途上を含みます。

*2 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるケガまたは熱中症は保険金のお支払対象となりません。

【P T A行事とは】

この保険の対象となるP T A行事は、国内においてP T Aが主催または共催し、P T A総会、運営委員会等、P T A会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。その他の行事については、保険金のお支払対象とはなりませんので、ご注意ください。

(2) 保険の対象となる方（被保険者）

- ① P T A会員およびその学校に通学する児童・生徒
- ② P T A会員の同居の親族*3
- ③ P T A行事への参加が事前にP T Aより認められている方

※上記①については、加入申込時にご提出いただく会員名簿等に記載されている方に限ります。
(会員名簿等に記載のない方は補償の対象となりませんので、ご注意ください。)

※保険期間の途中で上記①に該当する方に変更が生じた場合は、変更後の会員名簿等を●●●P T A連合会事務局にご提出ください。

*3 6親等以内の血族、配偶者*4または3親等以内の姻族をいいます。

*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)

①婚姻意思*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

下記A・Bプラン以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

【補償期間：加入手続き終了時点*から令和9年4月1日午後4時まで】

2. 保険金額と保険料

*補償開始は、加入依頼書等のご提出と保険料のご着金がいずれも完了した時点からとなります。補償開始時点より前に発生していた事故については補償の対象外となります。

*4月時点のご加入状況に応じて、保険料は変更となる場合がございます。

【保険期間：1年間】

補償プラン		Aプラン（おすすめプラン）	Bプラン（エコミープラン）
保険料（一時払）		一世帯当たり 200円	一世帯当たり 160円
保険金額 (ご契約金額)	死亡・後遺障害	410万円	340万円
	入院保険金日額*6	5,000円	4,000円
	通院保険金日額	3,000円	2,000円

*6 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

<全員付保方式>

・単位P T Aごとに被保険者（保険の対象となる方）が一括して加入していただく方式です。したがって、単位P T Aごとに、ご加入時におけるP T A会員の世帯数に基づいて、保険料をお支払いいただけます。

・「全員付保方式」の場合、保険期間の途中で世帯数が増加しても、追加保険料をお支払いいただくことなく、上記1(2)①～③の全員が保険金お支払いの対象となります。ただし、保険期間の途中で世帯数が減少した場合でも、保険料の返還は行いませんので、ご了承ください。

<任意付保方式>

・単位P T Aごとに加入するP T A会員世帯をまとめて加入していただく方式です。ご加入されるP T A会員の世帯数に基づき、保険料をお支払いいただけます。

※上記1(2)①については、加入申込時にご提出いただく被保険者名簿（兼被保険者明細書）に記載されている方に限ります。（被保険者名簿（兼被保険者明細書）に記載のない方は補償の対象となりませんので、ご注意ください。）

・保険期間の途中で上記1(2)①に該当する方に変更が生じた場合は、変更後の被保険者名簿（兼被保険者明細書）を神奈川県立高等学校P T A連合会事務局にご提出ください。世帯数が増加した場合は追加保険料をお支払いいただくこととなりますが、保険期間の途中で世帯数が減少した場合は保険料の返還は行いませんので、ご了承ください。

■PTA団体傷害保険 補償の概要等

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

【補償の内容】

PTAの管理下でPTA行事*1に参加している間*2に保険の対象となる方がケガ*3*4をした場合に保険金をお支払いします。

*1 国内においてPTAが主催または共催し、PTA総会、運営委員会等、PTA会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。

*2 PTA行事の開催場所と自宅との往復途上を含みます。

*3 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるケガまたは熱中症については保険金のお支払対象となりません。

*4 *3にかかわらず、PTA団体傷害保険におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険契約者または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限りです。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。</p>	

このパンフレットはPTA団体傷害保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」をバックアップ！

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



法律

税務

社会保険

受付時間：	・法律相談	：午前10時～午後6時
（いずれも 土日祝・ 年末・年始を除く）	・税務相談	：午後2時～午後4時
	・社会保険に関する相談	：午前10時～午後6時
	・暮らしの情報提供	：午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
 - ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
 - ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
 - ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

この保険は、神奈川県立高等学校 P T A 連合会を契約者とし、神奈川県立高等学校の P T A 会員およびその学校に通学する生徒、P T A 会員の同居の親族、P T A 行事への参加が事前に P T A より認められている方を被保険者（保険の対象となる方）とする P T A 団体傷害保険特約（B）セット傷害保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として神奈川県立高等学校 P T A 連合会が有します。

《お問い合わせ先》

◇代理店： 全力丸株式会社（担当：四宮）（受付時間：平日9：00～17：00）

住所：〒226-0014 横浜市緑区台村町309-1 土井ビル2F

TEL：045-482-7671 携帯：090-8724-9219 FAX：045-482-7672

◇保険会社：東京海上日動火災保険株式会社 横浜中央支店 金融公務課

住所：〒220-8565 横浜市西区みなとみらい3-6-4

TEL：045-224-3519（受付時間：平日9：00～17：00）